

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

社会情勢の変化に伴う嫌がらせ行為の多様化・悪質化に対応するため、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年千葉県条例第31号。以下「迷惑防止条例」という。）第11条に規制対象となる行為を追加するとともに、規定の整備を行います。

2 改正の内容

（1）GPSに関する規制の新設

迷惑防止条例第11条にGPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制を次のとおり新設します。

- ・GPS機器等を用いて無承諾で位置情報を取得すること
- ・無承諾でGPS機器等を取り付けること

（2）つきまとい等に関する改正（第11条第1号関係）

- ・「押し掛け」や「見張り」行為が規制される場所である「住居等※」に「現に所在する場所」を追加します。
- ・住居等の付近を「みだりにうろつく」行為を規制することとします。

※ 特定の者の住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所

（3）迷惑電話等に関する改正（第11条第5号関係）

拒まれたにもかかわらず行われる連続した「電話」、「電子メールの送信」、「個人間で行われるSNSを用いたメッセージ送信」等の規制について、「文書の送付」、「ブログ、SNS等の個人のページへのコメント等の送信」及び「グループ通信等を利用した特定の者に対するメッセージ送信」の行為も規制対象とします。

（4）性的羞恥心を害する事項の告知等に関する改正（第11条第8号関係）

電磁的記録媒体に関する規定の整備を行います。

（5）規定整備

上記に伴う所要の規定の整備を行います。